

甲第 27 号



004246



卷之三

現代社會  
經濟學

論

文

論

文

大

論

決算の認定後、当該決算内容に誤謬があり、その結果決算金額に異動を生ずる場合、長は、決算の内容を修正した上申し議会の認定に付することができるとしてされている（行実附一八・七・七）。

議会の決算の認定は、項目を分かつて、一部分を認定し、又は一部分を認定しないとすることはできないものと解すべきである。

議会が決算を認定しなかつた場合には、長は、決算の公表に当たつて、議会が認定しなかつた旨を明示する必要があるとされている。

議会の決算の認定権は、予算議決権に対応するものといふことができる。決算を通じて長の予算の執行を監視し、決算を通じて施策の効果を判定し、新しい予算に決算の審査の結果を反映させるという意味において、議会の有する決算の認定権は、重要な意味をもつものといつてよい。

### 第五章 その他の議決権

#### 一 地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関する議決

地方税その他の公租公課は、住民の負担となるものであるから、その賦課徴収又は徴収に関する地方公共団体の意思決定について、議会の議決を要することとしているのである（自治法九六一④）。

地方税その他の公租公課の賦課徴収又は徴収については、一般的にも、具体的にも議決を要する意であるが、実際には、既に地方税法、地方自治法一二三条から二十九条まで等において、法律又は条例で細目に至るまで定めることとされているので、この規定によつて、議会の議決を要する事例は少ない。

なお、ここで、注意を要するのは、国の機関委任事務についての手数料である。国の機関委任事務についての手数

料については、地方公共団体手数料令（昭三〇政令二三〇号）があり、これに規定されているものについては、地方自治法二二七条一項及び二二八条一項の規定により、規則で基準を定めて徴収するものであり、地方自治法九六条一項四号の規定により議会が議決する限りではない。同号の規定が「法律又はこれに基く政令に規定するものを除く外」と規定しているのは、かかる場合をいうのである。

#### 二 重要な契約に関する議決

##### 1 重要な契約の範囲

地方自治法九六条一項五号は、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める重要な契約を締結する場合には議会の議決を要する旨を規定している。一般に契約の締結は、予算の執行行為であるから、長の権限に属する事柄である（自治法一四九④）が、特に重要な契約の締結に当たつては、議会にもその決定に関与させる」ととしたものである。

議会の議決の対象となる契約は、政令で定める基準に従い条例で定めることとなつてゐる。この政令で定める基準とは、契約の種類については、工事又は製造の請負とされ、金額については、予定価格が、都道府県にあつては一億円、指定都市にあつては六、〇〇〇万円、その他の市にあつては三、〇〇〇万円、町村にあつては一、〇〇〇万円を下らないこととするとしている（政令一一〇一、別表第一）。したがつて、条例で議会の議決を要する契約を定める場合には、契約の種類については工事又は製造の請負以外の種類の契約をつけ加えることも、また、予定価格の金額を引き下げるることもできる。もつとも、契約の種類を細分し、例えば、工事の請負について、県の場合土木工事の請負については一億五、〇〇〇万円以上、その他の工事の請負については一億円以上と条例で定めることは政令で定める基準に抵触するものではないから、差し支えない。

なお、予定価格とは、長が契約するときに、あらかじめ、仕様書、設計書等による見積金額を基礎とし、履行の難易、数量の多寡、履行期間の长短等及び取引の実例価格及び需給状況を考慮して定める制限価格であり、収入の原因となる契約にあっては最低価格、支出の原因となる契約にあっては最高価格である（自治令一六七の一〇、一六七の一二参照）。

## 2 議決の手続

議会の議決を要する契約は、その契約の種類、金額とともに条例に該当する場合に限られるのであって、その一方が該当しない場合には、議決の対象とならない。契約には、地方公共団体の事務に係る契約のみならず機関委任事務に係る契約も含まれる（以上までもない（通知昭二八・一一・一九）。

議会の議決を要する契約は、議決を経て初めて正式に締結得るものであるから、その議決の対象は、個々具体的なものでなければならぬ。すなわち、契約の種類、金額、契約の相手方等が特定しているものであることを要する。したがつて、まず契約の相手方となるべき者との間に仮契約を締結した上で議会に付議することになる。しかし、議決の対象となるのは仮契約自体ではなく、その仮契約に含まれている契約の内容である。仮契約を議案として議会に提出する必要はなく、仮契約の内容となるて前記の事項を議案として提出するのである。議会の議決を経ないで契約を締結したときは当該契約は無効となるものであるから仮契約には、議会の同意を得たとき特定の契約を締結する旨を明定しておく必要がある。

契約に関する議案を提出し得るのは、長のみに限られ、議員には発案権はない。

## 3 議決の性質

重要な契約を締結するための議案については、議会は、可否いずれかの意思を表明するだけで、その内容について

修正権はない（行実昭一九・六・二二）。議会が否決したときは契約を締結することができないことになる。議会が否決したのにたゞ契約を締結してもその契約は無効であることは前述したところである。議会が否決しても、地方公共団体は相手方に対してなんらの責任も負わない。

長は、議会の議決を得た場合にも、契約締結前にいて、相手方に地方自治法施行令一六七条の四第一項所定の不诚信行為等があつたときには、契約を締結しないことともできるものと解する。けだし、議会の議決により当然に契約が確定するものではないからである。

議会の議決を経て締結した契約について、議決した事項を変更するには、すべて議決を経なければならない。ただし、簡単な事項については地方自治法一八〇条の規定により長の事決処分の委任をしておくことが考えられる（行実昭二六・一一・一五）。もつとも、議決を経た請負金額の減額変更の結果、条例に規定する金額に達しなくなつたときは、議決を要しない（行実昭三七・九・一〇）。また、議会の議決を経た契約を解除するには、議決を要しない（行実昭三三・九・一九）。

重要な契約の締結に関する議会の議決は、従来から団体意思の決定に係るものという考え方があるが、むしろ、長の契約締結権の執行の前提としての議会の議決であると解すべきであらう。議会の議決があつても、一定の場合には、長は相手方と契約を締結しない」とともできるという前述の考え方は、このように解することによつて説明し得るものであると考えられる。

なお、地方公営企業における契約の締結権者は、公営企業の管理者であつて（公企法九〇）、地方公共団体の長ではない。地方公営企業については、公営企業の経済性を發揮するため、地方自治法九六条一項五号の規定は適用されないから、いかなる工事又は製造の請負の契約であつても議会の議決の対象とならない（公企法四の一）。

### 三 財産の交換等又は適正な対価によるない譲渡等に関する議決

地方自治法九六条一項六号は、「条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること」は、議会の議決事項と定めている。

財産を交換し、出資の目的とし、又は支払手段として使用することは、総計予算主義の原則（自治法二二〇）の例外をなすものであり、また、適正な対価なくして譲渡し、又は貸し付けることは、地方公共団体の財産の実質的な減少を伴うものであるので、それぞれ議会の議決を要することとしているのである。

地方自治法二二七条二項は、「第一百三十八条の四第一項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。」と規定しているが、これは行為そのものを制限した規定であり、本規定はそれに対応して議会の権限の面から規定したものである。本規定においては、条例で定める場合を除外しているが、これは条例によってこれらの行為についての一般的基準が定められているものについては、議会の議決を要しない極旨である。この一般的基準については、自治省通知によって、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例準則」（通令昭三八・一〇・二〇）が示されているが、条例で定める場合以外の財産の交換等については、個々別々に議会の議決を必要とすることとなる。

本件の議決を求める場合の発議権は、長に專属し、議員にはないといふべきである（自治法一四九⑨）。

なお、地方公営企業の業務に関する財産の取得、管理及び処分については、地方自治法九六条一項六号の規定の適用はないから、議会の議決を要しない（公企法四〇一）が、一定の資産の取得及び処分については、予算で定めなければならない（公企法二三三）。

ここに「財産」とは、財産的価値のあるすべてのものを指すのではなく、地方自治法上財産とされているもの、すなわち、公有財産、物品及び債権（金銭の給付を目的とする地方公共団体の権利に限る（自治法一四〇一））並びに基金に限られるのである（同法二三七）。

なお、市有財産（普通財産）を公営企業会計に管理扱することは、一般的には、同一地方公共団体の内部における財産の管理上の移動であり、本件の議会の議決の対象となるものではない（行実附三六・七・一八）。また、賃貸借の期間の満了のときに賃貸物件を賃貸人に無償譲渡するという条件が付されている物件の賃貸借契約が実質上所有権留保の条件を付した割賦販売契約と等しいものであるときは、当該物件の無償譲渡につき地方自治法九六条一項六号の規定による議会の議決は必要ない（行実附四〇・一〇・一九）。これは、経済的にみて相当の対価を支払っているといえるからである。

#### （注）〇財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例準則について

一 本条例準則は、地方自治法第一百三十七条第一項の規定に基づく財産の交換並びに適正な対価によるない財産の譲与及び貸付けの範囲等に限り、一般的な事項を示したものであること。したがって、各地方公共団体において条例を制定する場合には、本条例準則の規定事項を適宜取扱選択する必要があること。

二 普通財産の交換差額の限度額については、各地方公共団体の実情に応じて定める必要があるが、この場合、交換財産の差額の限度額は、高価なものとの財産の価格の六分の一以内程度とすることが適当である（第二条）。

三 普通財産及び物品の譲与、減額譲渡、無償貸付、減額貸付は、公用、公共用その他の公益上の必要に基づく場合又は当該普通財産又は物品を寄附者等特別の縁故關係のある者にこれを行なう場合等特別の必要がある場合に限られるべきものであること。

#### 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例準則

##### （一）この条例の趣旨

**著者略歴**

大出俊郎 (おおいでとしろう)  
昭32東大卒、同年京都府地方法院  
官吏、昭36自治省行政課、昭38青森市総  
務部長、昭40農林省公務員第一課課  
長補佐、昭41同第一課長補佐、昭  
45福岡県財政課長、昭48内閣法制  
局第一部参事官、現在に至る

逐条地方自治法提議 (4)	入江外六氏	昭和二七年	良書會及公
地方自治法精義	金丸三郎	昭和二三年	春日出版社
逐条地方自治法	長野士郎	昭和五〇年	学陽書房
改正地方制度資料	自治省・自治廳・内務省	昭和二二年以来(自治省・自治廳・内務省)	
改正地方自治法詳説	自治省行政課	昭和三八年	ぎょうせい
行政法	田中二郎	昭和三〇年	有斐閣
行政法總論(法律学全集)	田中二郎	昭和三二年	有斐閣
選舉法(法律学全集)	林田和博	昭和三三年	有斐閣
公職選舉法逐條解説	土屋圭照・柳沢長治	昭和四五年	政經書院
註解日本國憲法(コンメンタール)	政治學協會	昭和二八年	有斐閣
憲法(ボカット註釈書)	佐藤功	昭和三〇年	日本評論社

**地方議会 現代地方自治全集③**

昭和52年2月10日発行	定価 2,000円(送料 200円)	
著者 大出峻郎	発行所 株式会社	きょうせい
本社 東京都中央区銀座7の4の12 (郵便番号 104)	営業所 東京都新宿区西五軒町52 (郵便番号 162)	筆者代表 (268) 2141 振替 口座 東京4-10,000番
<抜印省略>		

\*乱丁本・落丁本はおとりかえします。印刷 行政学会印刷所(SK) 著本 大口葉本印刷(株)

## 目次

- 前文
- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 市民と事業者(第4条・第5条)
- 第3章 議会(第6条—第8条)
- 第4章 市長等(第9条)
- 第5章 市政運営(第10条—第19条)
- 第6章 協働と参画(第20条—第25条)
- 第7章 意思表明(第26条—第28条)
- 第8章 補則(第29条・第30条)

## 付則

大東市は、多くの河川や水路、飯盛・生駒の緑豊かな自然環境に恵まれ、人情深い河内の風土のもと、野崎まいりやだんじり祭りなどの伝統文化が大切に育まれながら、活気あふれる都市の街並みが続くまちへと発展してきました。

私たちは、先人たちの英知と努力によって今日の姿があることに感謝の気持ちを忘れず、自然環境、人のつながり、歴史と文化、産業集積、生活基盤の充実などの誇るべき財産を、未来を担う子どもたちへと引き継ぎ、個性豊かで自然の恵みと都市の住み良さが共生するまちを目指します。

そのためには、地方自治の原点に立ち戻り、私たちのまちを自ら創り育てるという強い信念をもって、多様な主体が連携し合い、協働のまちづくりを進め、自立した市政を実現していくなければなりません。

私たちは、市政に参画し、一人ひとりの基本的人権が尊重され、子どもから高齢者まで誰もが安心して住み続けることのできる大東市を創造するため、ここに最高規範としての自治基本条例を制定します。

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この条例は、自治の基本理念を明らかにし、市民、事業者、議会および市長等の役割と責務その他自治に関する基本的事項を定めることにより、ここ大東市において真の地方自治を実現することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 市民 市内で在住、在勤または在学する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (3) 市長等 市長、教育委員会その他の市の執行機関をいう。

## (最高規範性)

第3条 この条例は、本市の自治に関する最高規範であり、他の条例や計画等は、この条例の趣旨を十分に尊重し、整合性を図るとともに、市民、事業者、議会および市長等は、これを誠実に遵守しなければならない。

## 第2章 市民と事業者

## (市民の権利と責務)

第4条 市民は、法令(条例を含む。以下同じ。)に定められた権利を有するとともに、市政に関し、情報を知り、参画(政策の立案、実施、評価その他の各段階において主体的にかかわり、行動し、意見を述べることをいう。以下同じ。)する権利を有する。

2 市民は、法令に定められた義務を果たすとともに、市政に参画する場合にあっては、自らの行動に責任を持たなければならない。

## (事業者の権利と責務)

第5条 事業者は、前条の権利と義務を有するほか、地域社会の一員として、事業活動において環境との調和を図り、公益的な活動に協力し、健全な事業活動を行わなければならない。

## 第3章 議会

## (議会の役割と責務)

第6条 議会は、直接選挙により信託を受けた議員によって構成される市の意思決定機関であり、市長等の市政運営を監視し、牽制し、調査する機能を有する。

2 議会は、法令に定める権限を行使し、政策を立案する機能を充実させることにより、民意を反映させた市民自治の推進に努めなければならない。

## (開かれた議会)

第7条 議会は、議会活動に関する情報を市民にわかりやすく説明しなければならない。

2 議会は、会議の公開や、情報の積極的な提供により、市民と情報を共有し、開かれた議会運営に努めなければならない。

(議員の責務)

第8条 議員は、市民の代表者として、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、自己 研鑽<sup>けんさん</sup>に努めなければならない。

第4章 市長等

(市長等の役割と責務)

第9条 市長等は、地方自治の本旨にのっとり、その権限と責任において、多様化する市政の課題に対し、必要な施策を的確に選択して総合的かつ計画的な市政運営を行うとともに、創意と工夫により財源の確保に努めなければならない。

2 市長等は、市民および事業者(以下「市民等」という。)と、市政の課題を解決するために、協働(それぞれの自覚と責任の下にその立場や特性を尊重しつつ、対等の立場で協力して取り組むことをいう。以下同じ。)に努めなければならない。

3 市長等は、まちの活力を生み出し、豊かな市民生活を実現するため、事業者の創意工夫による活動に対して必要な支援を行わなければならない。

第5章 市政運営

(総合計画)

第10条 市は、計画的な市政運営を行うため、総合的な計画(以下「総合計画」という。)を策定しなければならない。

2 市は、総合計画が社会の変化に対応できるよう常に検討を加え、必要に応じて見直しを行うものとする。

3 市は、総合計画に基づく事業の実施に当たり、行政経営の視点から、最少の経費で最大の効果をあげる手法を選択し、市民満足に努めなければならない。

(財政運営)

第11条 市は、総合計画を踏まえた財政計画を策定し、健全で持続可能な財政運営を行うとともに、財政状況をわかりやすく公表しなければならない。

2 市は、市の財産について、適正な管理と効率的な運用に努めなければならない。

(行政評価)

第12条 市は、行政資源を効果的に配分するため、事業や施策の効果を明らかにする評価制度を実施し、その結果をわかりやすく公表しなければならない。

(行政手続)

第13条 市は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民その他関係者の権利利益を保護するため、行政手続の基準を明確にしておかなければならぬ。

(情報公開)

第14条 市は、施策の立案から実施、評価に至るまでの過程について、わかりやすく説明しなければならない。

2 市は、市民の知る権利を保障し、市政への参画を促進するため、必要な市政情報を積極的に提供するものとし、市政の推進に役立つ情報については、市民等からも積極的に市に提供するなど、互いに情報を共有できるよう努めなければならない。

3 市は、市民等との相互理解を深めるため、直接対話する機会を設けることに努め、対話に当たっては、市民等が参画しやすい環境を設けるものとする。

(個人情報保護)

第15条 市および事業者は、個人に関する情報を保護するための適切な取扱いを徹底し、個人の権利利益を保護するため、必要な措置を講じなければならない。

(組織および職員)

第16条 市は、市政の課題に的確に応えることができる知識と能力を持った人材の育成を図り、効果的な組織運営の確保に努めなければならない。

2 職員は、全体の奉仕者として市民等の信託に応えることができるよう、職務遂行に必要な能力の向上に努めなければならない。

(法令遵守)

第17条 市および職員は、職務に係る倫理を保持するとともに、法令を遵守し、公共の利益のため、公正かつ誠実に職務を行わなければならない。

(公益通報)

第18条 市は、公益通報(市政の適法かつ公正な運営を確保するために、違法な行為について職員等から行われる通報をいう。)を受ける体制を整備するとともに、通報者が通報により不利益を受けないよう適切な措置を講じなければならない。

(広域行政)

第19条 市は、国、大阪府および他の自治体と対等、協力の関係を保ちつつ、共通する課題に連携して適切に対処するよう努めなければならない。

## 第6章 協働と参画

### (協働のまちづくり)

第20条 まちづくりには、市民等のほか、大東市というまちをより良くしたいと活動する人はすべて参加することができる。

2 市および市民等は、互いに個性や能力を發揮できるよう尊重し、協働のまちづくりを推進するものとする。

### (市民等と行政との協働推進)

第21条 市は、協働のまちづくりを進めていくために、市民等が自立して活動するための仕組みや協働のルールを整備し、必要な支援を行わなければならない。

2 市は、重要な施策の企画立案、実行、評価の各段階において、適切な協働の手法を整備しなければならない。

### (人材づくり)

第22条 市は、市民等がまちづくりの担い手となるように、自主的に学び、活動できる環境の整備に努めるものとする。

### (子どもの育成)

第23条 市は、保護者、地域住民、関係機関と密接な協力・協働の体制を確保し、子どもが夢と希望を持って未来を担うことができるよう、子どもの健全な育成に積極的に取り組まなければならない。

### (コミュニティ)

第24条 市民等は、防災など地域の課題の解決や豊かな地域社会を実現するため自主的に形成された組織(以下「コミュニティ」という。)に対し、協力するよう努めなければならない。

2 市は、コミュニティの自主性と自立性を尊重し、その活動に対して平等に取り扱い、公益的な活動に対して、必要に応じて支援するよう努めなければならない。

### (危機管理)

第25条 市民等は、危険を回避し、災害に対する準備を行うなど、自らの生命、身体および財産を守るために、日頃から適切な防衛策をとるよう努めなければならない。

2 コミュニティは、関係機関や市と協力し、地域住民が安心して生活できるような対策をとるよう努めなければならない。

3 市は、これまでの経験と知識を踏まえ、市民等の生命、身体および財産を守るため、迅速かつ適切な対応ができる体制を確立するとともに、市民等の自助努力を支援し、関係機関、市民等との連携、協力に努めなければならない。

## 第7章 意思表明

### (パブリックコメント)

第26条 市は、意思形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るため、市民生活や事業活動全般に広く影響を与えるような重要な条例や計画を作成する場合は、事前に案を公表し、市民等が意見を提出できる機会を設けなければならない。

### (意見、要望への対応)

第27条 市は、市民等から市政一般に関する意見や要望を受けたときは、迅速かつ誠実に対応しなければならない。

### (住民投票)

第28条 18歳以上の市内に在住する者(永住外国人を含む。)は、市政に関する重要な事項について、その総数の3分の1以上の署名により、市長に対し、住民投票の実施を請求することができる。

2 前項の請求には、投票に付すべき事項その他住民投票の実施に関し必要な事項を明記しなければならない。

3 市は、住民投票の実施が請求された場合における当該請求に関する意思、また、住民投票を実施した場合における住民投票の結果については、尊重しなければならない。

## 第8章 補則

### (条例の見直し)

第29条 市長は、社会情勢の変化などにより、この条例の見直しを行う必要がある場合は、速やかにその手続をとらなければならない。

2 市長は、この条例の見直しに当たっては、市民等の意見を広く聴かなければならない。

### (委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で別に定める。

### 付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。